

# 一般教育訓練給付金制度

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。対象となる方には講座修了後に、教育訓練受講に支払った費用の一部がハローワークから支給されます。

## 対象者

- ① 雇用保険の被保険者で、被保険者期間が通算3年以上の方
  - ② 教育訓練給付金制の支給を受けたことが無い方に限り、雇用保険の被保険者で、被保険者期間が通算1年以上の方
- ※ いずれも、ご自身で受講料を支払われた方に限ります。  
※ 教育訓練給付金の申請を希望される方は、事前にご自身が給付対象者であるかをご本人の住所を管轄するハローワークにてご確認ください。

## 対象講座

講座名	訓練期間	指定番号	標準受講料（税込）
介護職員初任者研修課程（通信制）	4カ月	2720536-1310032-3	¥70,950
介護職員初任者研修課程（通信制2ヶ月）	2カ月	2720536-1410012-8	¥70,950
ケアマネジャー試験対策講座	3カ月	2720536-1620012-8	¥109,450
介護職員初任者研修課程（通学制）	2カ月	2720536-1920012-8	¥70,950
A   ケアマネジャー試験対策通信講座	6ヶ月	2720536-2010052-9	¥78,650
ケアマネジャー試験対策講座+ A   ケアマネジャー試験対策通信講座	6ヶ月	2720536-2110012-8	¥171,050
福祉用具専門相談員指定講習会	2カ月	2720536-2120012-8	¥54,450

※ 実際の実費受講料につきましてはコースごとに異なることがあります。詳細は各コースのスケジュールをご覧ください。

## 給付率

- ◎ お支払された受講料の20%（上限10万円）

## 手続き

- ① 給付金制度を利用される方は、スクーリング教室にハローワーク発行の回答書を提出していただきます。
- ② 講座を修了されると、以下3つの書類をお渡しします。  
「教育訓練給付金支給申請書」・「教育訓練修了証明書」・「受講料領収書」（またはクレジット契約証明書）  
※それぞれ1部しか発行致しませんので大切に保管ください。
- ③ 「教育訓練給付金支給申請書」に必要事項をご記入の上、修了日から起算して1ヶ月以内に以下5つの書類をご本人の住所を管轄するハローワークに持参してお手続き下さい。

- ・雇用保険被保険者証 または 受給資格者証
- ・雇用保険被保険者等の住所 または 居住を確認できる官公庁の発行した書類
- ・個人番号（マイナンバー）確認書類
- ・教育訓練修了証明書
- ・受講料領収書（またはクレジット契約証明書）

- ④ 後日、ハローワークからご本人の指定口座に給付金が振り込まれます。

## 教育訓練給付金制度と母子（父子）家庭自立支援給付金制度とを併用される方へ

母子（父子）家庭自立支援給付金制度は地方自治体により実施されております。講座お申込み前に最寄の市区町村への事前申請が必要です

### 手続き

- ① 事前に母子（父子）家庭自立支援給付金制度の申請には何が必要かを最寄の市区町村にてご確認ください。
- ② 講座終了後、ハローワークへ行き、教育訓練給付金制度の手続きを行ってください。  
ハローワークにて母子（父子）家庭自立支援給付金も申請予定であることを伝え、受講料領収書（またはクレジット契約証明書）は返却してもらってください。  
（母子（父子）家庭給付金の申請書類に教育訓練修了証明書が必要な場合は事前にコピーをとっておくかハローワークにて教育訓練修了証明書を返却してもらってください）
- ③ 市区町村の市役所等へ必要書類を持って、母子（父子）家庭自立支援給付金制度の申請に行ってください。  
必要書類については最寄の市区町村担当課にてご確認ください。

### 注意

ハローワーク、お住まいの市区町村にて教育訓練修了証明書の原本提出を求められる場合があります。  
基本的に1部しか発行致しませんが、両方で原本提出が求められ、2通必要な際は教室までお問い合わせください。